

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	<u>1,000,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 100 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 100 % 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 2000 万 円 活動 1 日当たり 50 万 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 100 % 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 100 % 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金

採用決定者が入社日以後、自己都合により退職、または乙の就業規則に基づき解雇に至った場合、人材紹介

サービス利用料を下記の通り返還する。

第1項 退職日または解雇日が入社日～1ヵ月未満の場合は利用料の80%を返還

第2項 退職日または解雇日が入社日～1ヵ月以上3ヵ月未満の場合は利用料の50%を返還

第3項 退職日または解雇日が入社日～3ヵ月以上6ヵ月未満の場合は利用料の10%を返還

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに乙の採用決定者に対する処遇及びその他

の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合等はこの限りではない。